大阪狭山市の歴史と魅力

平成30年９月21日　まちづくり大学

大阪狭山市教育委員会　教育部
歴史文化グループ　平野　淳

今日の内容

地名の話

身近に感じることのできる歴史

狭山藩北条氏の話

知ってますか？狭山のお殿様！
まちの魅力を知る

文化財保護法の話

これからの文化財を守る話

身近に歴史を感じる地名の話

狭山

半田

池尻

今熊

茱萸木

おわり坂

亀の甲

金剛駅

北条氏と狭山

関東の覇者。
関東では大の人気者。

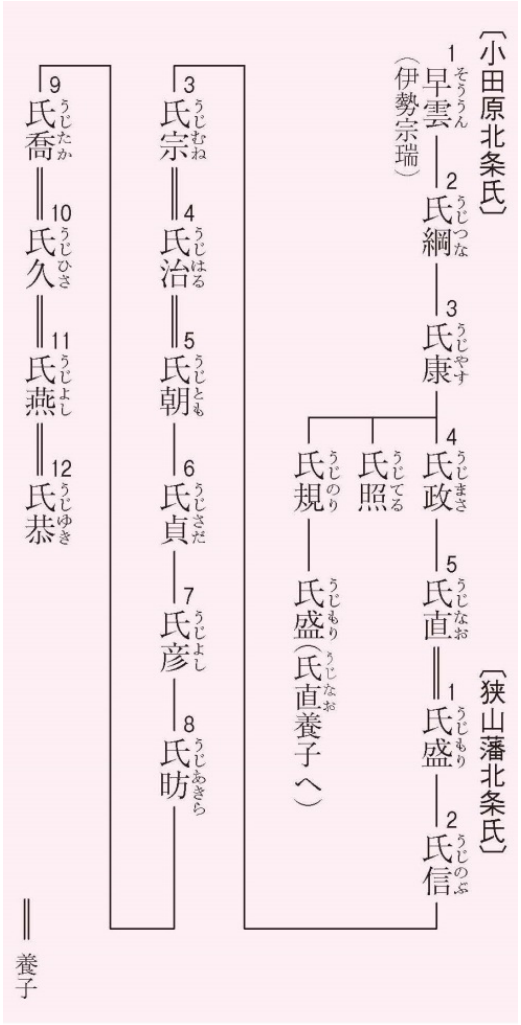

北条氏略系図

北条氏綱

この人がすごかった。

徳川家康の娘婿。狭山藩の初代はこの人の養子。

狭山藩第12代
北条氏恭

狭山藩の最後のお殿様。
後に明治天皇の侍従。

〔小田原北条氏〕
1
早雲
伊勢
3
9
養子
〔狭山藩北条氏〕

狭山池と狭山藩陣屋

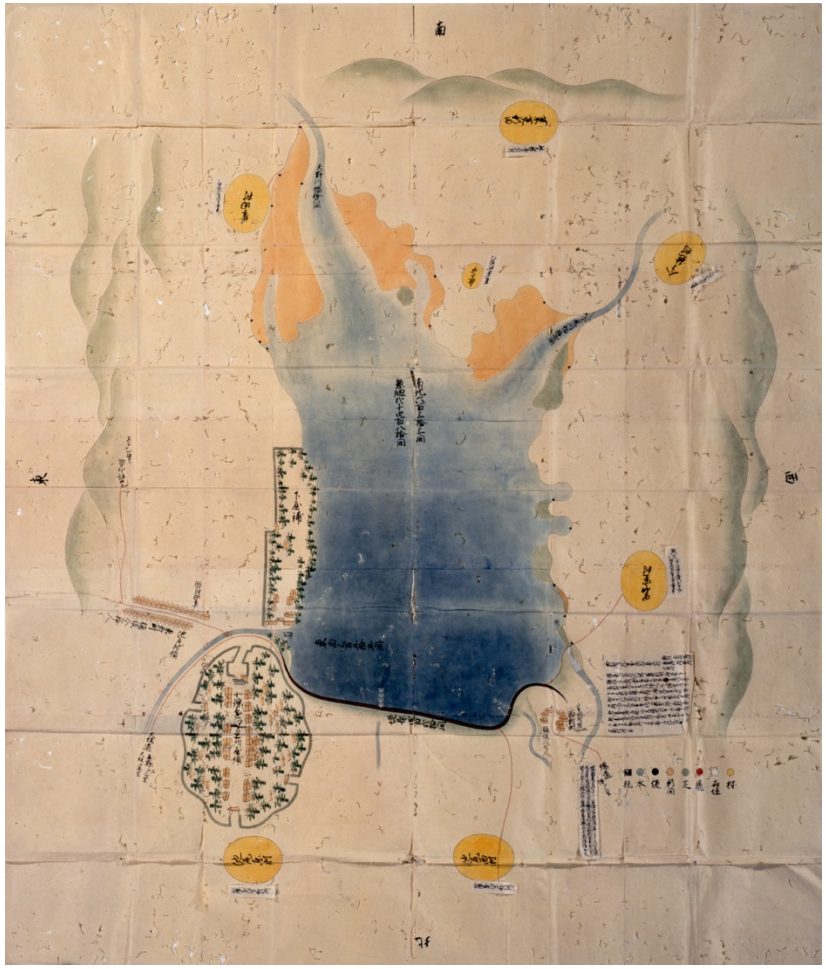

狭山池惣絵図

（陣屋部分拡大）

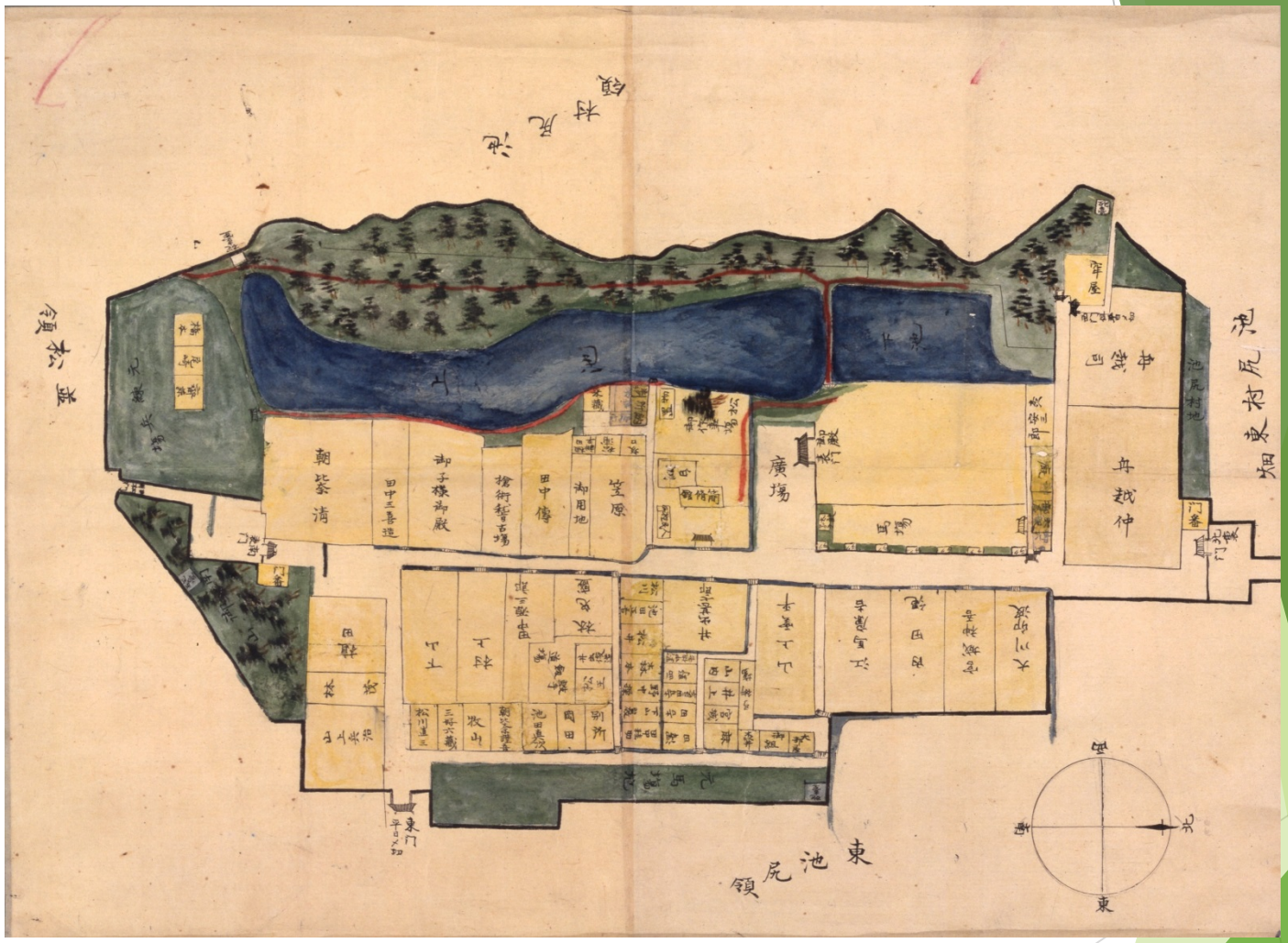

狭山藩陣屋　上屋敷図
（市指定文化財）

狭山藩陣屋　下屋敷図
（市指定文化財）

西本願寺堺別院「御成門」
（旧・狭山藩陣屋大手門）

文化財保護法

大阪狭山市内の
埋蔵文化財包蔵地

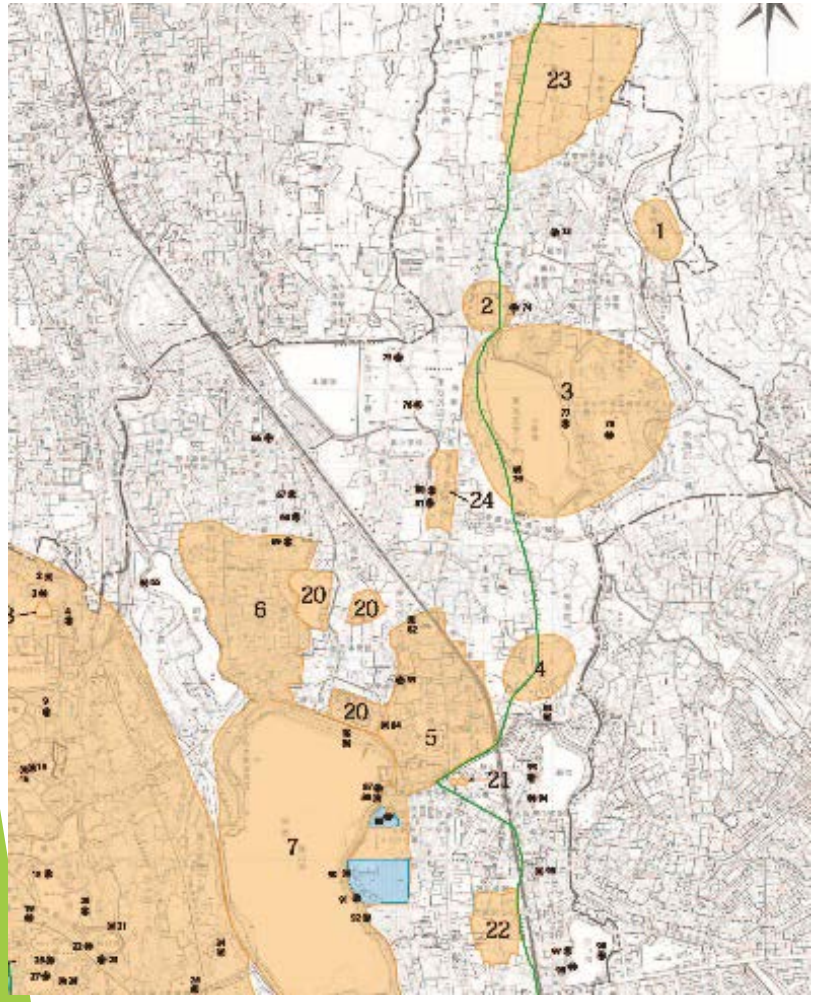

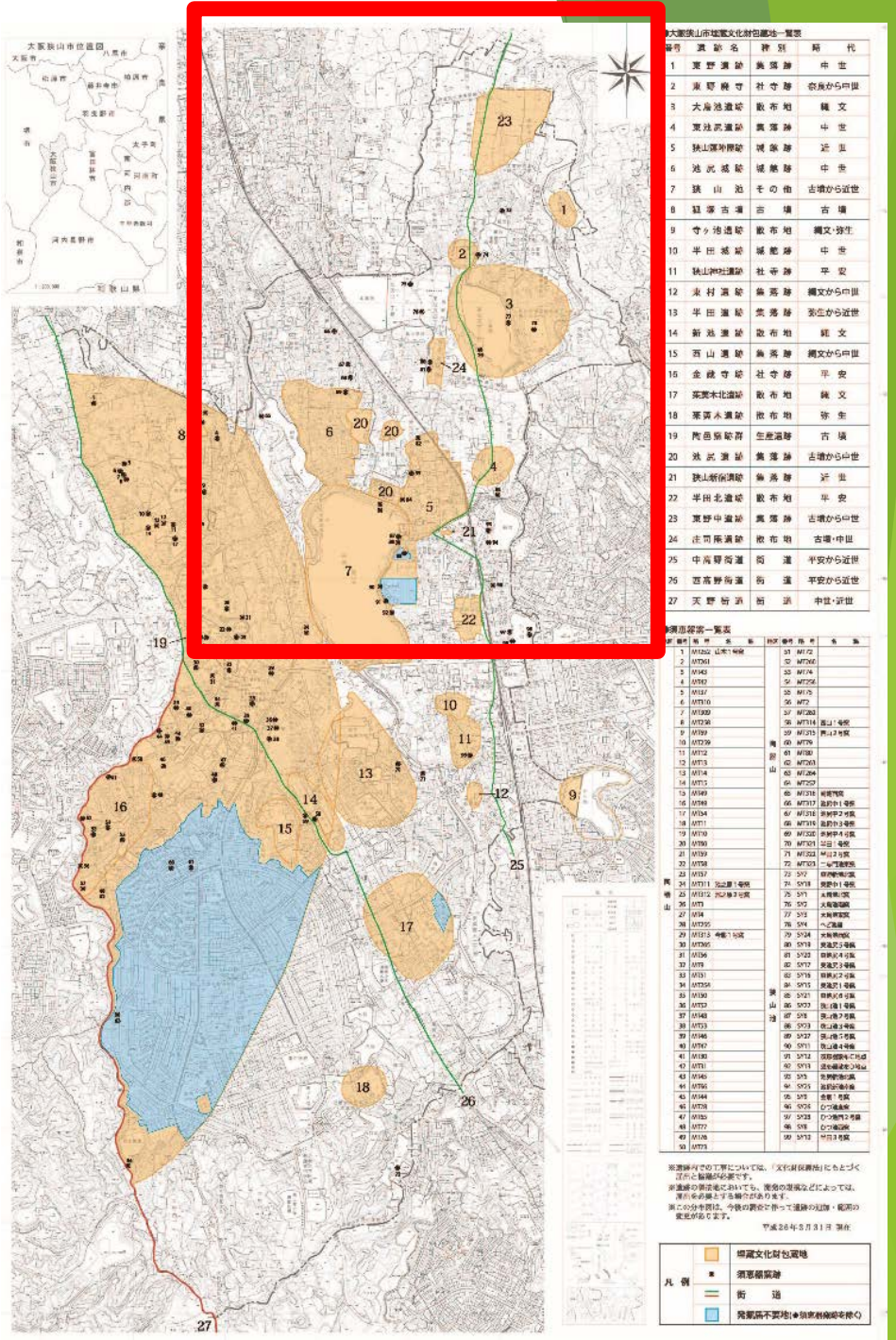

文化財保護法

古器旧物保存方
明治4年（1872）

古社寺保存法
明治30年（1950）

史蹟名勝天然
紀念物保存法
大正8年（1919）

重要美術品等ノ保
存ニ関スル法律
昭和8年（1933）

国宝保存法
昭和4年（1924）

昭和25年（1950）
文化財保護法

変わる文化財の保護

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律　昭和8年（1933）

国宝保存法で保護対象外となる古美術品等の海外流出を防ぐ目的で制定

史蹟名勝天然紀念物保存法　大正8年（1919）

明治30年以降　急速に進む近代化により土地に結び付いた文化財の破壊が進むことが多かった事に対する「記念物」の保存運動に始まる。

国宝保存法　昭和4年（1924）

古社寺の建造物、宝物の保護を目的として制定した「古社寺保存法」M30、廃仏毀釈によって破壊された文化財の調査を目的とした「古器旧物保存方」M4がもととなる。国宝を保護する法律。

文化財保護法（昭和25年〔1950〕）

（この法律の目的）

第１条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第２条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）

並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの
並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

２　　この法律の規定中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
３　　この法律の規定中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

変わり続ける文化財保護の世界

- 平成31年3月　文化財保護法の改正
- これまでの文化財保護法の改正
  - （１）文化財登録制度の導入（H8)
  - （２）文化的景観指定の追加（H17）
  - （３）民俗文化財への民俗技術の追加（H17）

- 今回の改正点
  - （１）地域計画において総合把握された文化財の登録制度
  - （２）個別の指定文化財の保存活用計画の義務化

何のための改正か？

文化財の保存活用範囲の拡大

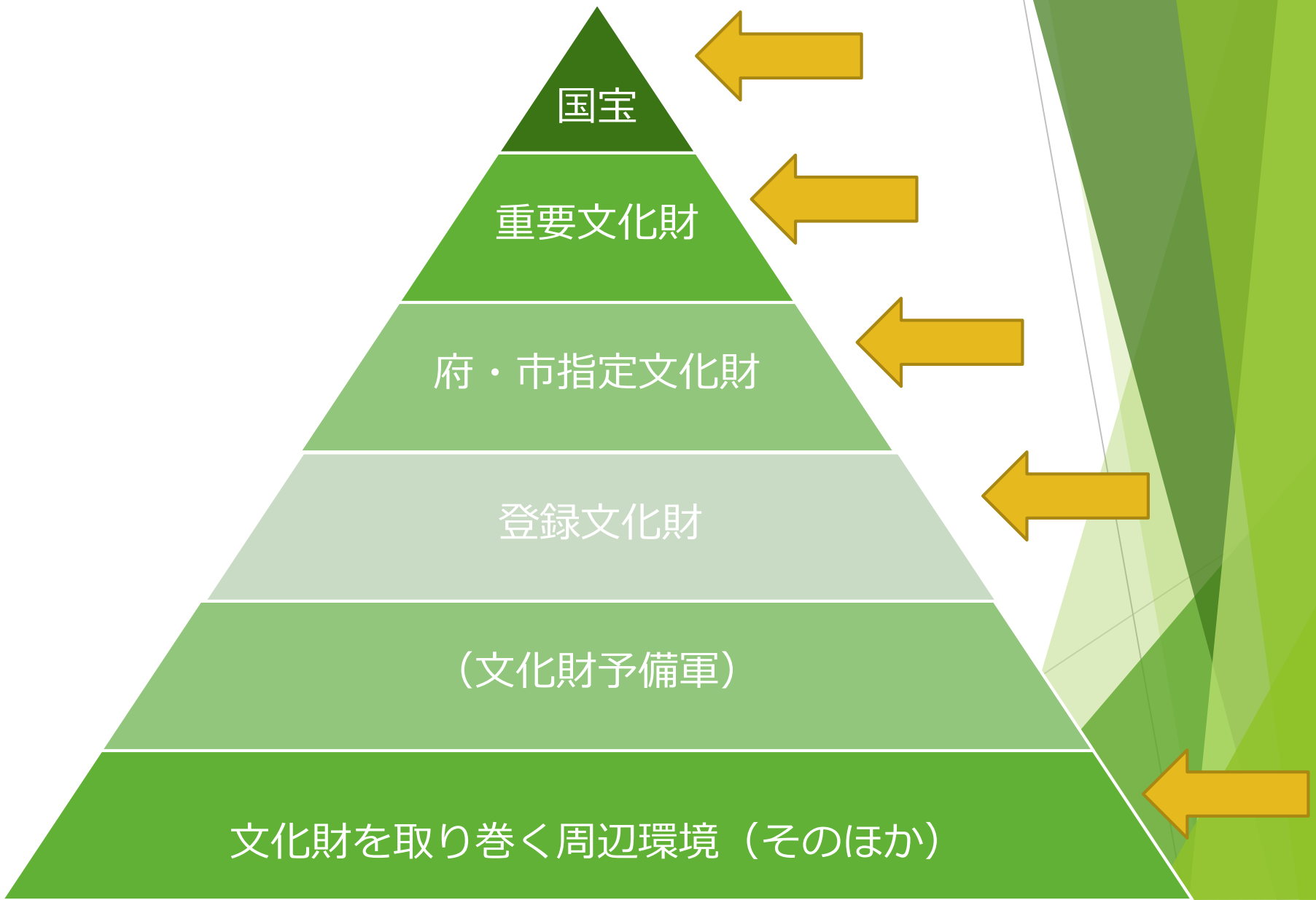

文化財をとりまく世界ごと
歴史文化として保護する

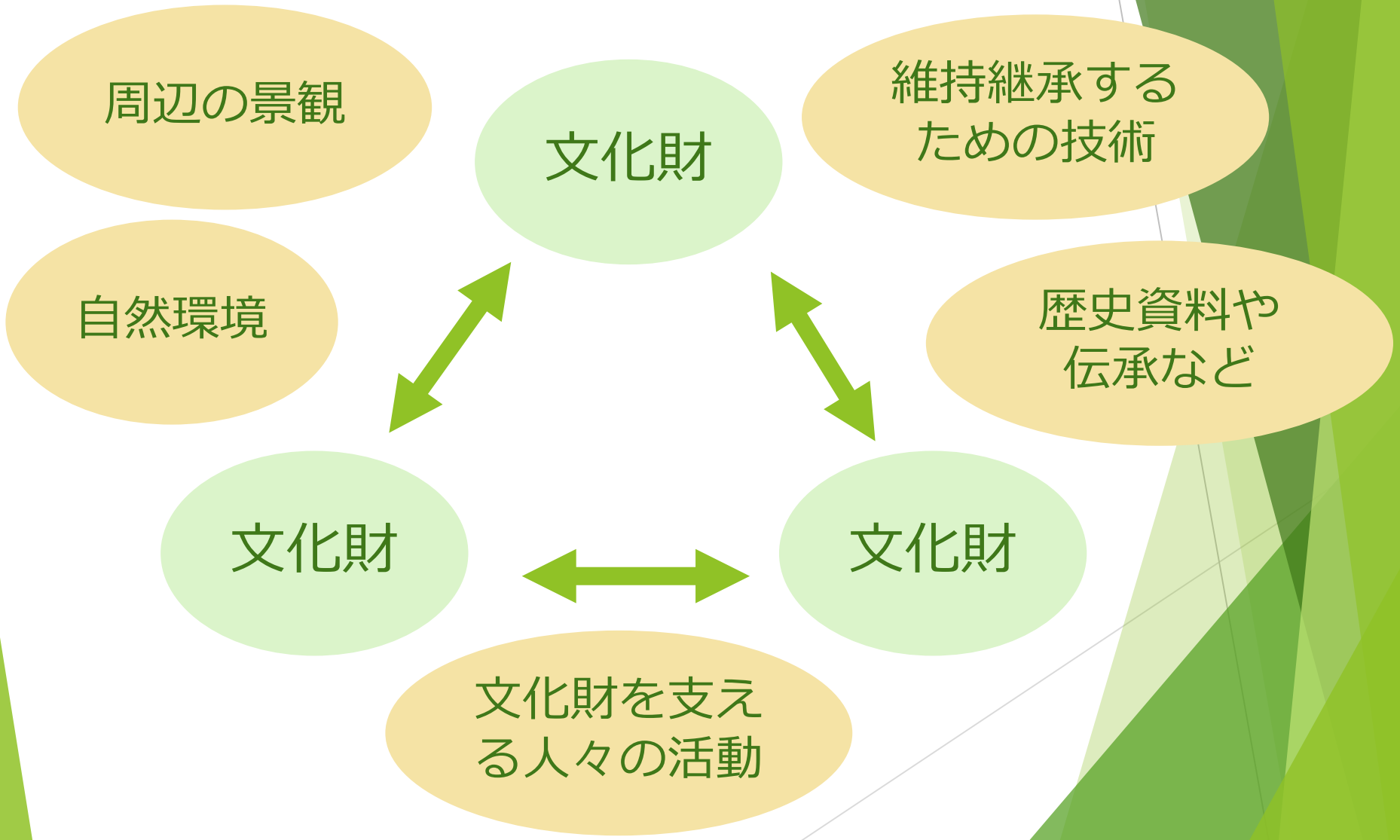

文化財だけを守っても、
大切なものは守れない

大切なものは何？

大切にするって？
守るってどういうこと？

本当にこれだけかな？
もっと大切なものはないの？

博物館で展示しようよ！

活かすってどう
いうこと？

地元のお寺の本尊
なのに、持ってい
かないで。

どうすれば、続けられるの。

自分がいなくなっ
ても、ずっと大切
にしてほしい。

昔は誰でも知ってたのに。

これは誰の
持ち物？

私たちの生きてきた世界の歴史や文化の理解になくてはならないものです。
将来の文化の向上、発展の基礎となる私たちの共有の財産です。

文化財とは・・・

私たちの生きてきた世界の歴史や

文化の理解になくてはならないものです。

将来の文化の向上、発展の基礎となる

私たちの共有の財産です。

文化財だけを守るだけでは、
本当に大切なものを守れない。

大阪狭山市内の指定文化財

絹本著色釈迦如来及四菩薩像
（重要文化財／風輪寺蔵）

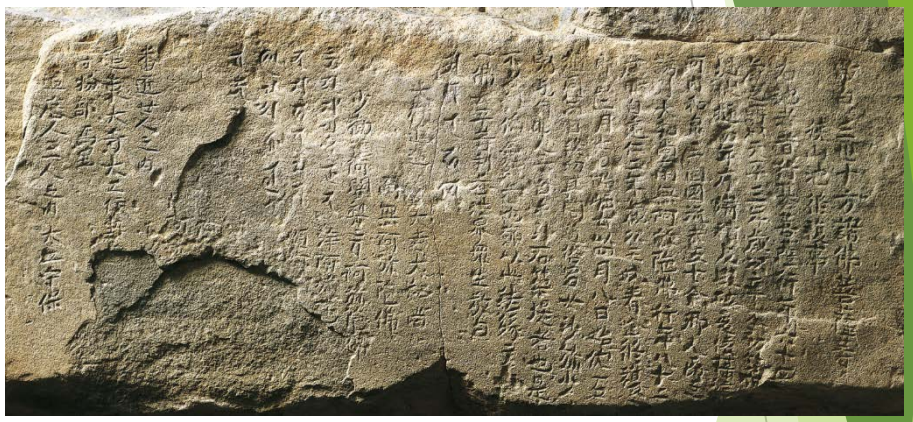

重源狭山池改修碑
（重要文化財／大阪府・本市蔵）

十一面観音菩薩立像
（市指定文化財／東池尻地区蔵）

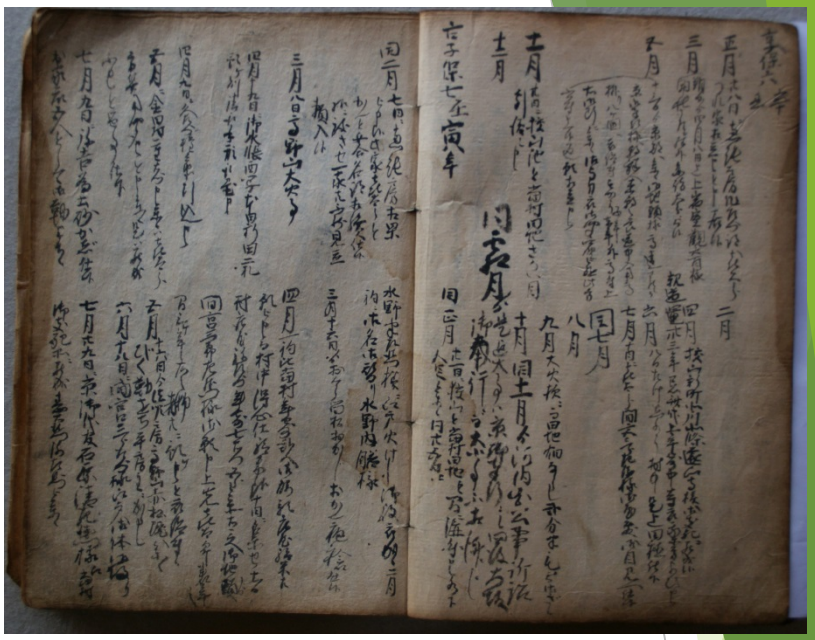

『岩室村年代記』（中林家本）
（市指定文化財／個人蔵）

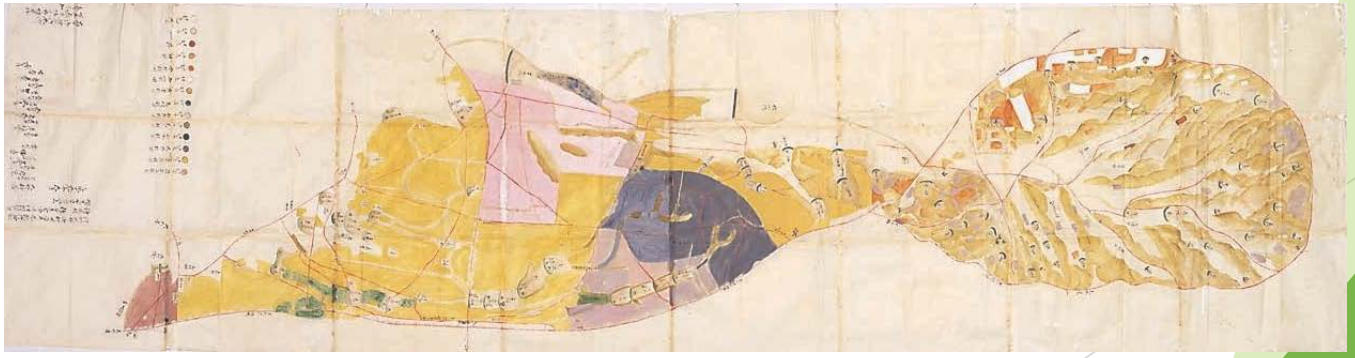

大野惣絵図　（市指定文化財／帝塚山学院大学蔵）

狭　山　池（国指定史跡）